

【平成25年度】

熊本県土木部土木技術管理課と  
(一社) 熊本県建設業協会土木委員会との  
意見交換会

追加議題（総合評価方式等）

日 時：平成26年2月12日（水） 10:00～  
場 所：熊本県建設会館 地下会議室

提案議題

6. 追加議題(総合評価方式、単価、歩掛、スライド条項等)

No.	提案議題	提案理由
1	配置予定技術者の施工実績工事における従事期間の評価について	<p>主任(監理)技術者、または現場代理人としての同種工事の施工経験数の評価方法が、熊本県は「施工経験は、原則として全工程に従事していたことを要します。」とあり、契約工期と技術者の従事期間が同じでないと評価対象外となっております。</p> <p>他の発注機関においては、「当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。」とされており、全工程に従事を要するものではありません。</p> <p>他の発注機関の総合評価の場合、入札公告から落札決定までの日数が30～50日程度必要なため、他工事に従事中の技術者を配置予定技術者として申請する際、専任の時期は現場着手する時点(入札日から約1ヶ月後頃)までに、「他工事の完成検査が終了」または「その他の理由により当該工事に専任できる」とされ、契約工期と技術者の従事期間に差異が生じる工事も少なくないためと考えられます。</p> <p>しかしながら、このような工事の実績は、熊本県では評価されなくなっております。</p> <p>つきましては、評価対象とする従事期間の緩和をお願い致します。</p>
<b>回答【技術管理班】</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価における同種工事の施工実績は、発注者の要求する仕様に基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているかを確認するために設定しています。</li> <li>この技術力の保有の有無については、工事着手から竣工までの一連の工事工程に従事したことによって判断しているため、現時点では従事期間の見直しは難しいと考えています。</li> <li>なお、平成25年7月25日付で「主任(監理)技術者及び現場代理人の取り扱い」を改正し、専任期間の定義を明確化しており、総合評価における従事期間の考え方については、この取り扱いの「専任期間」の規定に基づいて運用しているところですので、提案理由にありますように、契約工期と技術者の従事期間に差異が生じる工事の場合等は、CORINS登録内容確認書以外に施工計画書やその他の書類等で全工程に従事していたことを確認できる資料を添付して頂きますようお願い致します。</li> </ul>
2	同種工事の施工実績(経験)の評価について	<p>企業及び技術者の評価項目(同種工事の施工実績(経験))における評価内容で熊本県の評価対象となる実績は過去10年間(前年度まで)とされており、当該年度で経験した施工実績は評価対象外となっております。</p> <p>他の発注機関の場合、企業及び配置予定技術者の同種工事の実績(経験)については、「平成〇〇年度以降かつ申請書及び資料等の提出期限の日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること」となっており、同種工事実績(経験)をすぐに活用することができます。</p> <p>つきましては、熊本県においても引き渡しが進んだ工事の実績を加味できるような評価期間の設定をお願い致します。</p>
<b>回答【技術管理班】</b>		<p>同種工事の施工実績において、過去10年間としているのは、この期間で各企業及び技術者の施工実績件数が十分確保できているためです。</p> <p>なお、当該年度の引き渡しが進んだ工事も評価対象となるような評価期間の見直しについては、今後、入札状況を検証し検討したい。</p>

6. 追加議題(総合評価方式、単価、歩掛、スライド条項等)

No.	提案議題	提案理由
3	特殊製品等の見積価格の明示について	<p>以前は特殊製品等の見積を取られた場合、設計図書に価格の明示がありました。</p> <p>しかし最近はその価格が表示されておらず、メーカーサイド(商社、代理店)から取られた見積価格は表示されておられません。受注者側にもメーカーより頂く見積があり、それを元に積算しますが、その特殊製品等の金額の部分で発注者の積算と大きな差異が生じる場合が多々あります。</p> <p>つきましては、以前のように特殊製品等の見積を取られた場合は、その価格の明示をお願い致します。</p>
	<b>回答【技術管理班】</b>	
	<p>見積りにより設計単価を決定した資材については、見積り参考資料(金抜き設計書)において、価格を表示するよう取り決めています。</p> <p>今後、改めて職員に対して価格表示を行うよう周知徹底に努めます。</p>	
4	市場単価の考え方について	<p>平成25年4月より労務単価の引き上げがなされましたが、物価調査会等で調査されております市場単価につきましては、3月以前と変化がないか僅かに上昇するに留まっております。</p> <p>歩掛のないものにつきましては、市場単価を採用されておりますが、引き上げられた労務単価が反映されていないため、実勢価格との乖離も大きくなっております。</p> <p>熊本県としましては、市場単価の取り扱いにつきましてどの様なお考えでしょうか。</p>
	<b>回答【技術管理班】</b>	
	<p>市場単価は、価格調査会社が市場の取引価格を調査し、その最頻値を市場における実勢価格として設定されます。</p> <p>平成25年4月の設計労務単価は、実勢価格の上昇に加えて、社会保険加入に必要な法定福利費(本人負担分)を勘案して引き上げられていますが、現在のところ取引実態に基づく市場単価に、この労務単価の引き上げが十分反映されていない状況です。</p> <p>この市場単価の課題については、これまでもご意見をいただいております。市場単価の弾力的な運用について、国へ要望しているところです。</p>	
5	平成26年2月の労務単価の適用について	<p>平成26年2月より労務単価の引き上げがなされましたが、熊本県発注工事に適用されるタイミングにつきまして、ご教授方よろしくお願い致します。</p>
	<b>回答【技術管理班】</b>	
	<p>平成26年2月から引き上げられた新労務単価については、2月1日以降に設計書が決裁となる工事から適用することとしています。</p> <p>また、1月31日以前に決裁が完了し、旧労務単価で予定価格を積算している工事についても、2月1日以降に契約となる工事については、特例措置として契約後に新労務単価で変更契約ができるようにしています。</p>	
6	インフレスライドの運用について	<p>上記の労務単価の引き上げに伴い、東北地方のみで運用されておりましたインフレスライドも全国で運用されることとなりましたが、熊本県発注工事におきましてはどのように運用されるのでしょうか。</p>
	<b>回答【技術管理班】</b>	
	<p>インフレスライド条項は、国が全国で運用することを受け、本県土木部においても平成26年1月31日までに契約した工事を対象に運用することとしています。</p> <p>なお、手続きの方法やスケジュール等については、国の運用を参考に、現在、検討しているところです。</p>	